

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』諸規約

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』 取り扱い内規

本内規は、専修大学社会知性開発研究センター/ソーシャル・ウェルビーイング研究センターが『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』の編集と刊行を行うために必要な事項を定めるものである。

1. 目的

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』（以下、「論集」という。）は、専修大学におけるソーシャル・ウェルビーイング研究に関する情報発信の場とし、学術の向上に寄与することを目的とする。

2. 刊行

「論集」は、年1回（原則として3月）刊行する。

3. 論集編集委員会の構成

論集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターから選出された委員により構成し、代表者はその互選により定める。

4. 掲載内容

「論集」に掲載する内容およびその様式については、「論集の刊行および編集に関する規則」においてこれを定めるものとする。

5. 投稿資格者

「論集」への投稿資格は、原則としてソーシャル・ウェルビーイング研究センターに所属する研究員、リサーチ・アシスタントおよびポスト・ドクターとする。ただし、これ以外の著者の論稿の掲載を認めることができるものとする。

6. 編集

原則として二校の校正をもって刊行するものとする。その他、編集について必要な事項は、「論集の刊行および編集に関する規則」において、これを定めて執り行うものとする。

7. 原稿執筆者の費用負担

「論集」に掲載された原稿に対する掲載料は、これを徴収しない。抜刷は、希望者には原稿1篇につき30部までは無料とし、これを超える部数についてはその実費を執筆者が支払うものとする。

8. 著作権

掲載する著作物の複製権及び公衆送信権を含む著作権は、原則として専修大学に帰属するものとし、専修大学学術機関リポジトリに登録され運用されるものとする。ただし、それぞれの原稿の執筆者が学術的寄与のために複製または転用等を行う場合には、これを妨げないものとし、また、専修大学に許諾を求めることを要しないものとする。転用等を行う場合には、その内容が「論集」に掲載済みである旨を明記しなければならない。

9. その他

「論集」の刊行に関わる事項については、編集委員会において決定する。

10. 改廃

本内規の改廃は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センター全体会議の議を経て行う。

附則

本内規は、2014年4月1日から施行する。

本内規は、2016年12月1日から施行する。

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』 の刊行および編集に関する規則

本規則は、「『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』取り扱い内規」に基づき、『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』（以下、「論集」という。）の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

1. 刊行の目的

「論集」の刊行目的は、ソーシャル・ウェルビーイング研究の発表の場を設け、専修大学のソーシャル・ウェルビーイング研究・教育の発展、ひいては学術研究全般の発展に寄与することとする。

2. 編集のための委員会

「論集」を刊行するため、編集委員会を置く。

- (1) 編集委員会は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターから選出された委員（編集委員長1名および編集委員若干名）で構成する。
- (2) 編集委員はソーシャル・ウェルビーイング研究センター研究員の互選で選出し、ソーシャル・ウェルビーイング研究センター全体会議（以下、「全体会議」という。）の承認を得る。また、編集委員長は編集委員の互選により、全体会議の承認を得る。
- (3) 編集委員会は、「論集」の編集、刊行にかかわる一切の仕事を行う。

3. 刊行回数および時期

「論集」は、年1回、原則として3月に刊行する。

4. 「論集」の編集および執筆については、以下の要領によっておこなう。

(1) 掲載する論稿の種類

- 1) 論稿の種類：①論文、②研究ノート、③調査報告、④翻訳、⑤資料紹介、⑥書評、⑦学会動向、⑧その他。ただし、論稿の種類判断は執筆者が行うが、編集委員会はその判断に関わることができる。「論集」はそれ以外に、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターの各年度の活動記録およびセンター員一覧、内規・規則等をおく。

(2) 掲載の順序：掲載順等は編集委員会が決定する。

(2) 投稿資格

- 1) ソーシャル・ウェルビーイング研究センター研究員
- 2) 同客員研究員
- 3) リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター
- 4) 上記1)、2)、3)との共同執筆者
- 5) 編集委員会が寄稿を依頼した執筆者
- 6) 上記以外の投稿者で、編集委員会が承認した者
ただし、紙幅に制約がある場合は、上記5)、1)、2)、3)、4)、6)の順序で優先し、編集委員会の判断で掲載を断ることもある。

(3) 原稿の依頼および募集

- 1) 原稿の依頼および募集は編集委員会が行う。
- 2) 投稿原稿は原則未公開のものに限る。
- 3) 編集委員会は、原稿の書き直しを求め、あるいは受領、掲載を拒否することができる。

5. 投稿・執筆

投稿・執筆に関することは別に定める。

6. PDF化による公開について

専修大学およびソーシャル・ウェルビーイング研究センターが行うPDF化による公開については、執筆者の了解のもとに原則として、すべての論稿等について全文を公開することを認め、専修大学学術機関リポジトリに登録され運用されるものとする。

7. その他

その他、「論集」の編集に関する事項は、編集委員会において決定し、必要に応じて、全体会議に諮るものとする。

8. 改廃

本規則の改廃は、全体会議の議を経ておこなう。

付則

本規定は、2014年4月1日より施行する。

本規定は、2016年12月1日から施行する。

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』 投稿・執筆規則

本規則は「『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』取り扱い内規」に基づき、「論集」の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

1. 投稿

- (1) 投稿原稿は原則未公開のものに限る。
- (2) 投稿希望者は、事前に編集委員会に連絡し、投稿締め切り日までに編集委員会に原稿を提出する。
- (3) 編集委員会は、場合によっては（論稿の内容等）書き直しを求め、あるいは受領、掲載を拒否することができる。
- (4) 原稿の字数は、概ね以下のとおりとするが、詳細は編集委員会が別に定めることとする。
論文：20,000字程度（図表等を含む）、研究ノート、調査報告、翻訳、資料紹介：

10,000 字程度、書評、学会動向：6,000 字程度（いずれも、表・図・写真等を字数に含める）。

2. 執筆・校正

- (1) 原稿は、A 4 判横書きで、電子記憶媒体（CD ロム、USB メモリ等）とプリント・アウトしたもの（一部）を提出する。
- (2) 原稿には、400 字以内の要約、欧文タイトルとローマ字著者名を付す。日本語以外の論文等は、日本語のタイトルおよび、日本語による 400 字以内の概要を付す。
- (3) 原稿の投稿・執筆についての、形式上の注意事項（記述の約束事、注・引用・文献の提示法等）については、日本社会学会（The Japan Sociological Society）『社会学評論スタイルガイド』に准じる。
- (4) 校正は再校までとし、執筆者がおこなう。一、二校正時とも大幅な加筆修正は行わない。
- (5) 抜き刷りは、希望者には 1 篇につき 30 部まで執筆者無料とし、それを超える部数については執筆者の負担とする。

3. その他

その他「論集」の投稿・執筆に必要な事項については、編集委員会が判断し、必要に応じて全体会議に諮るものとする。

4. 改廃

本規則の改廃は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センター全体会議の議を経ておこなう。

付則

本規則は、2014 年 4 月 1 日より施行する。

本規則は、2016 年 12 月 1 日より施行する。